

市有財産への自動写真撮影機 設置事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和7年1月

横浜市港北区

入札物件（自動写真撮影機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで（5年間）

物 件 番 号	所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低歩合率 (%)
06-80-001	港北区大豆戸町26番地1 港北区総合庁舎 (2階エレベーター前通路部分)	1台	0.94	販売実績の 30%以上

※販売実績には消費税は含みません。ただし、販売実績（税抜）×歩合率で算出した建物内の貸付料に対しては、消費税額が加算されます（消費税納税事業者の場合）。

入札方式による貸付の流れ（概要）

入札参加申込書等 の提出	令和7年1月24日（金）～令和7年2月12日（水） 8時45分～17時00分【港北区戸籍課へ持参】
入札・開札・設置事業 者の決定	令和7年2月26日（水）午前10時から 【場所：横浜市港北区役所 4階第2号会議室】
公有財産賃借契約書 の締結	令和7年3月中旬
自動写真撮影機の設置 準備	・電気メーターの設置 ・自動写真撮影機手配 等
自動写真撮影機の設置 施工貸付の開始	令和7年3月31日に既設自動写真撮影機を撤去し、 4月1日に新規貸付者による設置施工、販売開始と なります。

市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領

1 入札物件

入札物件、最低歩合率は、「入札物件一覧」（表紙裏等）のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に証明写真等を販売する自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「自動写真撮影機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、自動写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。

(2) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(3) 貸付物件の用途指定

自動写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 自動写真撮影機設置運営事業以外の用途で使用すること。
- イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動写真撮影機の売上状況は、3 か月ごとに取りまとめ、翌月の 15 日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、自動写真撮影機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札の参加申込

(1) 入札参加申込書等の提出

ア 提出期間 令和7年1月24日(金)から令和7年2月12日(水)まで

受付時間 午前8時45分から午後5時まで
(正午から午後1時を除く)

イ 提出場所 港北区大豆戸町26番地1

横浜市港北区戸籍課(横浜市港北区役所2階 24番窓口)

ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

(2) 申込に必要な書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

(ウ) 代表者の印鑑証明

(エ) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出

(オ) 横浜市税の納税証明書

①法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)

②固定資産税(償却資産分を含む。令和5年度及び令和6年度の2年度分)

(カ) 財務諸表の写し(直近2年間分)

(キ) 自動写真撮影機設置運営事業実績

(過去2年度分(令和5年4月1日から令和6年12月31日まで))

(ク) 設置を希望する自動写真撮影機のカタログ

イ 申込者が個人の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出

(エ) 横浜市税の納税証明書

①個人市民税(令和5年度及び令和6年度の2年度分)

②固定資産税(償却資産分を含む。令和5年度及び令和6年度の2年度分)

(オ) 破産者でないことの証明書

(カ) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書

- (キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)
- (ク) 設置を希望する自動写真撮影機のカタログ

(3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4(2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和7年1月24日(金)から令和7年1月31日(金)まで
受付時間 午前8時45分から午後5時まで
(持参の場合、正午から午後1時までを除く)

(2) 質問提出方法

質問書（横浜市所定様式）を4(1)イに記載の場所に持参するか、電子メールに添付し、次の送付先へお送りください。また、質問書を電子メールで送った場合は、その旨を電話にて連絡してください。

電子メールアドレス：ko-koseki@city.yokohama.lg.jp

※メールの件名は「【自動写真撮影機質問書】法人名等」としてください。

電話：045-540-2250（港北区戸籍課）

(3) 回答予定日

令和7年2月5日(水)までに、本市ウェブサイトへ掲載します。再質問は認められません。

6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和7年2月19日(水)までに、申請者あて結果を書面で通知します。

なお、参加資格のある方に対しては、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和7年2月26日(水)午前10時から
場所 横浜市港北区役所 4階第2号会議室
(横浜市港北区大豆戸町26番地1)

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札歩合率

入札歩合率は販売実績（税抜）に対する歩合率を記入してください。

ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすること

はできません。

(3) 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札
 - イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
 - ウ 最低歩合率を下回る入札
 - エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの
 - オ その他入札要領において無効とするもの

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低歩合率以上の最高の歩合率をもって入札したものを落札者とします。
- イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - (ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札歩合率」
 - (イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札歩合率」
- エ 落札者、落札歩合率については、本市ウェブサイトにおいても公表します。
- オ 再度入札は実施しません。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書（案）」を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

契約保証金は免除します。公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

- ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

- イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

9 自動写真撮影機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和7年4月1日から、設置場所で自動写真撮影機設置運営事業が開始できるよう、自動写真撮影機設置のための準備を行なっていただきます。

(1) 電気料金、水道料金の専用子メーターの設置

借受人は賃付料のほかに、光熱水費の実費を毎月お支払いいただきます。借受人の負担で専用子メーターの設置が必要です（ただし、単独引込により給電を行う場合にはこの限りでない）。

(2) 自動写真撮影機の設置

既設の自動写真撮影機がある物件については、令和7年3月31日の夜に撤去を行います。借受人は、令和7年4月1日に新設、営業開始できるようにそれまでに入替えの準備作業を行ってください。

入 札 要 領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（案）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また歩合率の記入は算用数字を使用してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低歩合率を下回る入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の歩合率記入がないか、歩合率を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則代59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

第9条 落札者は、最低歩合率以上の値で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同値の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立てはできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格

は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

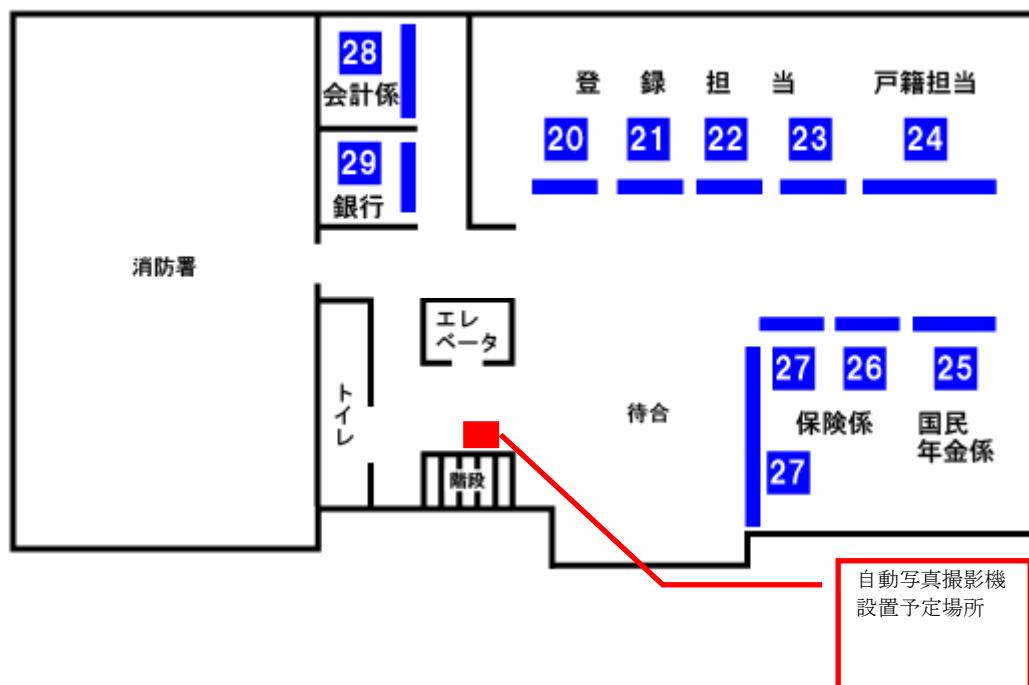
第 11 条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 60 号）の定めるところにより処理します。

物 件 調 書

物件番号 06-80-001

所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低歩合率
横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1 港北区総合庁舎 (2階エレベーター前通路部分)	1 台	0.94	販売実績の 30%以上

【自動写真撮影機設置場所（平面図）】



【自動写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

1 自動写真撮影機の仕様

(1) 大きさ

設置面積は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、幅125cm以内、奥行き75cm以内、重量約400kg以下とすること。

(2) デザイン

施設の外観と調和するデザインとすること。

(3) 販売品目の条件

ア プリントの種類は履歴書、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、ビザ大判等とする。

イ 標準販売価格は1000円程度（税込）とすること。オプション価格を設定する場合は、近隣に設置された自動写真撮影機の相場価格を超えないこと。

ウ プリントはカラー・白黒のいずれかを選択可能とする。

(4) 利用者への配慮事項

ア 500円硬貨（新・旧）及び1,000円紙幣（新・旧）が使用できること。

イ 電子マネー決済が使用できること。

(5) 環境対策

利用時間外については、タイマーによる電気調整を行い自動写真撮影機の照明を消灯すること。

2 管理運営上の遵守事項

(1) 設 置

ア 自動写真撮影機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

イ 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。

(2) 管理運営

ア 借受人は、自動写真撮影機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：本「自動写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項」巻末例参照）を行い、写真台紙の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行い、常に適切な管理をすること。

- イ 自動写真撮影機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- ウ 自動写真撮影機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動写真撮影機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- エ 自動写真撮影機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- オ 貸付期間満了又は契約解除により、自動写真撮影機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

フルオペレーションの基本的な考え方（例）

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)を行っていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、隨時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます



・自動販売機への製品の補充
・現金の回収とつり銭の補充



・空き缶の回収
・故障時の対応、点検に係わる業務



簡単な故障の修理



売り切れ、賞味期限切れチェック

一般競争入札参加申込書

横浜市 契約受任者 港北区長 竹下 幸紀

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
(代表者名) 印

代理人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
(代表者名) 印

担当者氏名
電話番号 FAX番号

令和7年2月26日執行の横浜市市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に
参加したいので、現地確認し、募集要領を了承のうえ、入札参加を申し込みます。

【入札参加物件】

物 件 番 号	所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (m ²)
06-80-001	横浜市港北区大豆戸町26番地1 港北区総合庁舎 (2階エレベーター前通路部分)	1台	0.94

【添付書類】

- 法人の場合 (1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
(2) 代表者の印鑑証明
(3) 国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
(4) 横浜市税の納税証明書（法人市民税、固定資産税）
(5) 財務諸表の写し
(6) 自動写真撮影機設置運営事業実績
(7) 設置を希望する自動写真撮影機のカタログ、
- 個人の場合 (1) 印鑑登録証明書
(2) 国税の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）
(3) 横浜市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税）
(4) 破産者でないことの証明
(5) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書
(6) 確定申告の際の提出書類一式の写し（直前決算2年間分）
(7) 設置を希望する自動写真撮影機のカタログ、

委任状

受任者 住 所

氏 名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に関する一切の権限

【入札参加物件】

物 件 番 号	所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (m ²)
06-80-001	横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1 港北区総合庁舎 (2階エレベーター前通路部分)	1 台	0.94

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

実印

【添付資料】

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

個人の場合：印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入札書

契約事務受任者

横浜市港北区長 竹下 幸紀

入札者 住所
氏名又は名称 印
及び代表者名

代理人 住所
氏名又は名称 印
及び代表者名

物件番号	0	6	8	0	0	0	1
歩合率			%				

「市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札募集要領」の内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

- 注意事項
- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 - 2 物件番号欄には、市有財産一般競争入札募集要領物件番号欄に記載された番号を記載してください。
 - 3 代理人によって入札するときは、入札者及び代理人の住所、氏名を記載してください。
 - 4 入札歩合率は、算用数字ではっきりと記載してください。
 - 5 入札歩合率を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
 - 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
 - 7 実印を押印してください。

公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により、借地借家法（平成3年法律第90号、以下「法」という。）第38条の規定（屋外設置の場合は法第25条の規定）に基づく公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
港北区大豆戸町26番地1	港北区総合庁舎	2階エレベーター前通路部分	0.94m ²	1台

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおりの用途（自動写真撮影機の設置）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定（屋外設置の場合は法第25条の規定）に基づく賃貸借契約であり、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

- 2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約を終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、売上金額（税抜）に貸付歩合率を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とし、各年度に属する貸付歩合率は次に掲げるものとする。

年 度	貸付歩合率
令和7年度	【落札歩合率】%
令和8年度	【落札歩合率】%
令和9年度	【落札歩合率】%
令和10年度	【落札歩合率】%
令和11年度	【落札歩合率】%

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、貸付時期に応じた消費税等率を適用するものとする。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期限までに甲に納付しなければならない。なお、各期限の貸付料の算定の際、円単位未満の端数がでた場合は切り捨てるものとする。

販売期日	納付期限
4～9月分	同年の11月末
10～3月分	翌年の5月上旬

(貸付料の納付の遅延に伴う違約金)

第8条 乙は、第6条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合にはそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合にはその全額を切り捨てる。

(売上報告書の提出)

第9条 乙は、本件賃貸借に係る自動写真撮影機の売上状況を毎月取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の調定は、複数月分をまとめて行うことできるものとする。
- 3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(費用負担)

第10条 自動写真撮影機の設置、維持管理、撤去及び光熱水費に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第1項第2号の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(物件の引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとする。

(契約不適合)

第12条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第13条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第14条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

- 2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。
- 3 前2項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は工作物に賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

- 第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

- 第17条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

- (1) 貸付料の納付がない場合
- (2) 第9条第3項に基づく調査を行う場合
- (3) 第14条、第15条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合
- (4) その他甲が必要と認める場合

(違約金)

- 第18条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第14条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
　　貸付物件の時価の3%に相当する額
- (2) 第3条、第14条第1項又は第15条に定める義務に違反した場合
　　貸付物件の時価の9%に相当する額

2 前項に定める違約金は違約罰であって第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
- (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
　　ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
　　イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (4) 甲は、第14条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず、何時にてもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第4条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

(貸付料の精算)

- 第21条 甲は、この契約が解除又は一部の物件の撤去による契約変更がされた場合は、該当物件にかかる貸付料分の未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が1,000円未満の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第19条第1項第2号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならぬ。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して甲乙各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

契約事務受任者

横浜市港北区長 竹下幸紀

借受人(乙) ○○市○○区○○

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○